## 御嵩町投票区再編(案)に関するパブリックコメント実施結果

1 実施期間 令和2年4月10日(金)~ 令和2年4月30日(木)

2 意見提出件数 2件

3 提出された意見と選挙管理委員会の考え方

該当箇所	寄せられたご意見(要約)	選挙管理委員会の考え方
	今回示された再編案は旧自治省(現総務省)が示した投票所の設置基準に沿ったものになっていない。例えば大久後集会場付近から防災コミュニティセンターまで投票に行く距離は設置基準の倍以上になることについてどのように考えるか。すべての有権者が期日前投票に行けるわけではないし、バスに乗って遠い投票所に行く労力を考えれば、地区によって投票率の低下が起こる可能性がある。公平な投票機会を保障できるのか。	旧自治省が昭和44年に示した投票所の設置基準では、①投票所から有権者の住所までの距離が3キロ以上ある地区にあっては遠距離地区の解消に努めること、②1投票区の有権者数は概ね3千人とするよう努めることとされております。現在の投票区は、公民館、自治会公民館、保育園など計12箇所ありますが、有権者数が最小130人~最大3,542人と投票区毎にバラつきがあること、現状でも投票所までの距離が3キロを越えている投票区もあり近接する投票所との距離に大きな差があるなど、規模や配置のバランスが取れていない状況であることから、投票区を見直すことにより有権者数の不均衡等の改善を図ります。その結果、投票所が遠くなる投票区については、旧投票所と新たな投票所を繋ぐ無料送迎バス等による移動支援を導入することで適切な投票環境を整備します。また、投票所の設置基準の改正は行われておりませんが、総務省から平成29年に投票所の設備等について、高齢者や障がい者が投票しやすい環境を確保するため、バリアフリー化や駐車場の整備など適正な投票環境の整備に配慮するよう通知されており、現投票所では対応が困難な場所もあることで方です。投票率については、移動支援策として巡回バスを確保するとともに、様々な機会をとらえ、期日前投票の周知、選挙の啓発を実施し、投票率の向上に努めてまいります。
7/2 VC  0	ポスター掲示場所を半減させると示されているが、有権者の知る権利は担保されるのか。新たな掲示場所が資料に記載されていないが、パブリックコメントを行う意味があるのか。費用面ばかり強調した資料となっているが、選挙の公平性についてどのように考えているか見解を示していただきたい。	ポスター掲示場の設置数については、公職選挙法施行令第111条に規定があり、投票区ごとの選挙人名簿登録者数と面積に応じて、法に基づいた計算をしております。現に法令に基づき設置した場合、ポスターの設置が過密する場所もあったことから、再編による投票区数に応じたポスター設置を行うことにより、設置場所の見直しを図ります。 また、掲示場所については、公職選挙法第144条の2、御嵩町ポスター掲示場設置条例の規定により、選挙ごとに選挙管理委員会で設置場所を決定し告示しており、法令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置します。